

平成17年度における壬生町職員（特別職の職員、臨時職員等を除く。）に係る人事行政の運営等の状況の概要及び栃木県人事委員会からの業務の状況報告を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

部門別職員数の状況（単位：人）

区 分	平成16年	平成17年	対前年増減数
一般行政	192	193	1
特別行政（教育）	63	62	1
公営企業	35	35	0
合 計	290	290	0

職員の任免（単位：人）

	平成16年度		平成17年度 採用者数
	採用者数	退職者数	
一般行政職	3	1	4
技能労務職	0	3	0
合 計	3	4	4

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

人件費の状況（平成16年度普通会計決算）

歳出総額（千円） A	人件費（千円） B	人件費率（B/A）
10,143,309	2,142,037	21.1%

（注） 人件費には、特別職の職員に支給される給料、報酬等が含まれています。

職員給与費の状況（平成17年度一般会計予算）

給 与 費			
給 料	職 員 手 当	期 末・勤 勉 手 当	合 計
1,001,840千円	139,481千円	413,342千円	1,554,663千円

（注）1 職員手当には退職手当を含みません。

（注）2 給与費は、当初予算計上額です。

職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	支 給 額
一般行政職	大学卒 170,700 円
	高校卒 143,300 円
技能労務職	高校卒 136,000 円

（注） 一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になってます。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	277,600円	335,900円	387,800円
	高 校 卒	229,000円	293,600円	343,100円

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

職員手当の状態（平成17年4月1日現在）

扶養手当の状態

区 分		支 給 額
扶養手当 (月額)	配 偶 者	13,500円
	扶養親族2人 まで	6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合1人については6,500円 配偶者がいない場合にあつては1人については11,000円)
	そ の 他	5,000円 16歳から22歳の子1人につき5,000円加算

扶養手当は、扶養親族のある職員が支給対象となり、128人に支給しております。

1人平均支給額は、22,400円/月となります。

住居手当の状態

住居手当 (月額)	借 家	家賃に応じ27,000円以内
	持 家	2,500円（新築又は購入の日から5年間で支給対象）

住居手当は、住宅、貸間等を借り受けている職員及び住宅を新築、購入した職員が支給対象となり46人に支給しております。

1人平均支給額は、14,400円/月となります。

通勤手当の状態

通勤手当	交 通 機 関 利 用 者	運賃相当額
	自 家 用 車 等 利 用 者	月額2,000円～24,500円
	全 額 支 給 限 度 額	月額換算で55,000円

通勤手当は、通勤のため交通機関を利用することを常例とする職員及び自動車等を使用する職員が支給対象となり、249人に支給しております。

1人平均支給額は、4,400円/月となります。

管理職手当の状態

管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対して、役職に応じ給料の7.2%から16.2%の割合で支給となり、75人に支給しております。

1人平均支給額は、45,800円/月となります。

特殊勤務手当の状態

特殊勤務手当は、勤務の特殊性に基づき支給となり、3人に支給しております。

1人平均支給額は、12,900円/月となります。

時間外勤務手当の状態

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した場合支給となり、124人に支給しております。

1人平均支給額は、30,800円/月となります。

宿日直手当の状況

宿日直手当は、宿日直等勤務した場合支給となり、39人に支給しております。
1人平均支給額は、3,200円/月となります。

期末・勤勉手当の状況

平成17年度 支給割合	期 末	勤 勉
6月期	1.55月分	0.70月分
12月期	1.45月分	0.75月分
計	3.00月分	1.45月分

1 支給割合は国と同じです。

退職手当の状況

区 分	自 己 都 合	勸奨・定年
支 給 率	勤続20年	23.5月分
	勤続25年	33.5月分
	勤続35年	47.5月分
	最高限度	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (3%~30%加算)	

(注) 整理退職等の場合は加算措置があります。

勤務時間の状況

職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までで、休憩時間は午後零時15分から午後1時までとし、休息時間は午後零時及び午後3時から15分としています。1週間当たりの勤務時間は、40時間です。

施設の開館時間、勤務の特殊性等により、勤務時間等を別に定めている施設もありますが、1週間当たりの勤務時間は、40時間です。

年次有給休暇

年次有給休暇制度の概要

職員には、1年度当たり原則として20日の年次有給休暇が与えられます。年次有給休暇は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができます。年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として与えることができます。

* 取得した職員は289人で、平均取得日数は、12日2時間です。

特別休暇

職員が結婚する場合の休暇で、連続する5日の範囲内の期間

2人取得しています。

妊娠中の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合の休暇で、必要と認められる期間

7人取得しています。

6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合の休暇で、出産の日までの申し出た期間

6人取得しています。

女性職員が出産した場合の休暇で、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間

6人取得しています。

職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のための休暇で、入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日の期間内の2日の範囲内の期間

5人取得しています。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のための休暇で、1年度当たり5日の範囲内の期間

7人取得しています。

職員の親族が死亡した場合の休暇で、親族に応じた日数の範囲内の期間

41人取得しています。

職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇で、7月から9月までの期間における3日の範囲内の期間

285人取得しています。

病気休暇

20人取得しています。

育児休業及び部分休業

6人が育児休業を利用しています。

部分休業の利用はありません。

3 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分

分限処分による職員の該当はありません。

懲戒処分

懲戒処分による職員の該当はありません。

4 職員の服務の状況

地方公務員の服務規律の概要

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

法令に従う義務

信用失墜行為の禁止

秘密を守る義務

職務に専念する義務

政治行為の制限

営利企業従事制限

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の実施状況

壬生町職員研修規程に基づき研修を実施していますが、実施した研修の概要は次のとおりです。

栃木地区職員研修協議会（栃木市、大平町、都賀町、岩舟町、藤岡町、西方町、壬生町、栃木地区広域行政事組合）が実施する研修

14 研修 延参加者 94 人

栃木県市町村職員研修協議会が県内市町村職員を対象に実施する研修

20 研修 延参加者 76 人

宇都宮地区広域行政推進協議会（宇都宮市、壬生町、石橋町、上三川町、河内町、上河内町）が実施する研修

3 研修 延参加者 6 人

財団法人全国市町村振興協会 市町村職員中央研修所及び社団法人日本経営協会が実施する全国の市町村職員を対象とした研修

15 研修 延参加者 15 人

町単独研修

2 研修 延参加者 161 人

その他自主研修に参加した概要

8 研修 延参加者 30 人

職員研修に参加した人数は、延べ382人です。

勤務成績の評定の状況

人事評価制度を導入していないため、導入に向けて検討中です。平成17年度に人材育成計画を樹立し、その計画に基づく人事評価制度の導入を目指します。平成18年度に人事評価制度の立案をし、職員に対する研修、試行等を踏まえて、平成21年度から本格的に導入する予定です。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健康の保持増進対策

職員の健康の保持増進対策として、職員の健康診断を実施しています。
健康診断に伴う町の負担額は、職員1人当たり約8,000円です。
その他、希望による人間ドック、脳ドックの受診を推奨しています。

労働安全衛生に関する事項

職員の職場における危険、健康障害を防止するため、また、職員の健康診断の実施
その他健康保持増進のため、安全衛生管理責任者、安全衛生管理者、安全衛生推進者、
産業医等の安全衛生管理体制を整備しています。

災害補償の実施状況

職員の公務上の災害（災害とは、負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。）又は通
勤による災害に対しては、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償などの補償があ
ります。

通勤による災害が1件認定されています。

壬生町職員互助会への補助の実施状況

壬生町職員互助会が実施する職員に対する福利厚生事業に対し、職員1人当たり
8,000円の補助をしております。

栃木県人事委員会から壬生町長に対する平成17年度業務の状況報告は次のとおりです。

勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成17年度に新たな措置要求はなかった。

不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、平成17年度に新たな不服申立てはなかった。